

村営住宅補充(空家待ち)入居者募集

下記のとおり村営住宅の補充入居者を募集します。

記

募集内容：村営住宅補充入居者の募集

選考方法：書類審査・実態調査・審査委員会選考

補充入居者：1) 今回の応募者の中から補充入居者を選出し、登録を行う。
2) 選考結果は、文書により通知する。
3) 補充入居者に登録された場合、村営住宅の入居候補者として登録する。
4) 補充入居を案内する順番については、公開抽選により決定する。
※ 審査委員会等により、住宅困窮度が著しく高いと判断された方を優先入居とする場合もあります。

申込資格：1) 県内に住所を有する者。
2) 現に同居、又は同居しようとする親族のある者(婚約者を含む)。
3) 公営住宅法施行令に規定する月収が基準以内であること。
4) 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。
(原則として、共有名義を含む持家を所有していないこと。)
5) 市町村税等を滞納していない者であること。(保育料・学校給食費・上下水道料金を含む。)
6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員に該当しない者で、かつ、同居親族又は同居しようとする親族が暴力団員に該当しない者。
※ 単身世帯(別居は不可)については、以下の要件を満たす場合にのみ申し込みが可能です。
ア 60歳以上 イ 障害者(身体障害 1~4級、精神障害 1~3級、知的障害 A1~B2)
ウ 生活保護受給者 エ DV 被害者(配偶者暴力相談支援センターの証明がある方)
オ 戦病者 カ 原爆被害者 キ 海外引揚者 ク ハンセン病療養所入所者等

申込方法：役場建設課窓口で所定の申込用紙を受け取り、次の申し込み期間内に必要書類を添付してお申し込みください。(郵送も可。当日消印有効)

申込期間：**令和6年10月23日(水)~令和6年11月8日(金)午後5時まで
(期間厳守)**

登録期間 令和7年2月1日~令和8年1月31日

留意事項 1) 今回の募集により補充入居候補者となった場合であっても、登録期間内に空きが発生しない場合には入居ができませんので、あらかじめご了承ください。
2) 郵送にて応募する場合、不備があり申込期限内に補正を行わなかった場合は失格となりますのでご注意ください。

問い合わせ・申込先：〒904-0492 恩納村字恩納 2451 番地
恩納村役場 建設課 管理係 TEL 966-1203

